

会

報

贈呈 '9

第116号

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む……

〔特集〕 民事訴訟法改正に関する全国書協としての提言……

全国書協第30回総会議事録……

〔記念講演〕 訴訟イデオロギーと訴訟技術改革の関連をめぐる

一立法家の省察……………三ヶ月 章……

〔特集〕 全国書協創立30周年記念祝賀会……

書記官のための民事執行実務の指針 (三)

佐賀 義史

耕田 博

大久保正道

〔実務研究〕 抵当証券による担保権の実行……………浅生 重機

鈴木 正美



浦和地・家裁川越支部庁舎

全国裁判所書記官協議

全国書協会報〔季刊〕第116号

目 次

〔巻頭言〕	松田会長	1
〔座談会〕		
最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む		2
〔特集〕		
民事訴訟法改正に関する全国書協としての提言		17
全国書協第30回総会議事録		39
〔記念講演〕		
訴訟イデオロギーと訴訟技術改革の関連をめぐる一立法家の省察	三ヶ月章	55
全国書協創立30周年記念祝賀会		85
〔実務研究〕		
書記官のための民事執行実務の指針(三)	佐賀義史 大久保正道	91
抵当証券による担保権の実行	浅井重機 鈴木正美	149
<hr/>		
本部だより	167	<編集手帖カット文字>の解説 小林保佳 166
支部役員名簿	90, 172, 183	<俳句>かすみ俳句会 148
判例要旨紹介		
民事一最高裁判所判例要旨(平成3年1~3月)		173
刑事一最高裁判所判例要旨(平成3年2・3月)		175
下級裁判所判例要旨(平成2年4月10日~6月29日)		176
家事一下級裁判所判例要旨(平成2年9月)		180
下級裁判所判例要旨(平成2年1月18日~9月19日)		180
<hr/>		
《巻頭言カット》		後藤三男(元千葉地裁)
《編集手帖カット》		小林保佳(元長野地裁)

とき 平成3年5月14日
ところ 半蔵門会館

各課長、参事官を出む

上崎総務部長 本日は、お忙しいと
ころ私たち書協のためにおいでいただきまして、ありがとうございます。た
だ今から総務局、人事局の各課長、参
事官を出む座談会を始めさせていただ
きます。ます最初に、全国書協の佐藤
会長からごあいさつをお願いします。

佐藤会長 一言あいさつをさせてい
ただきます。総務局、人事局の課長、
参事官におかれましては、公務御多忙
中のところにもかかわりませず、この
座談会に御出席をいただきまして、厚
くお礼を申し上げます。毎度申し上げ
ているのですけれども、全国書協では、

上崎総務部長 会員の声を直接聞く機会として最も重
視しているものに、毎年各高裁単位で
きまして、ありがとうございます。た
だ今から総務局、人事局の各課長、参
事官を出む座談会を始めさせていただ
きます。ます最初に、全国書協の佐藤
会長からごあいさつをお願いします。

上崎総務部長 本日は、お忙しいと
ころ私たち書協のためにおいでいただきまして、ありがとうございます。た
だ今から総務局、人事局の各課長、参
事官を出む座談会を始めさせていただ
きます。ます最初に、全国書協の佐藤
会長からごあいさつをお願いします。

4 書記官の養成及び研修体系の現状と将来
について

2 本年度の書記官の任用及び待遇等につき
特に考慮された点について

3 少量退職期を迎えての書記官の将来の給
与上の諸問題

4 書記官の養成及び研修体系の現状と将来
について

2 本年度の書記官の任用及び待遇等につき
特に考慮された点について

3 少量退職期を迎えての書記官の将来の給
与上の諸問題

4 書記官の養成及び研修体系の現状と将来
について

1 平成二年度における退職者数とその補充
(特に書記官)の実情及び今後の状況につい
て

2 その他の給与に関する問題について

3 少量退職期を迎えての書記官の将来の給
与上の諸問題

4 書記官の養成及び研修体系の現状と将来
について

1 本年度の級別定数、特に書記官の格付け
について

2 その他の給与に関する問題について

3 少量退職期を迎えての書記官の将来の給
与上の諸問題

4 書記官の養成及び研修体系の現状と将来
について

1 本年度の級別定数、特に書記官の格付け
について

2 その他の給与に関する問題について

3 少量退職期を迎えての書記官の将来の給
与上の諸問題

4 書記官の養成及び研修体系の現状と将来
について

5 職員の他官庁への出向及び在外研究の実
情とその活用状況、今後の見通しについて

6 書記官の定年後の就職状況について(再
任用、調停委員等)

三 書記官事務について

1 民事訴訟法改正について

2 審理充実事務について

3 書記官事務の改善について

4 OA機器に関する現在の使用状況及び今
後の導入計画について

四 総務局第三課の今後の作業計画について

特集／座談会

最高裁総務局・人事局

出席者

最高裁判所

總務局第一課長	菅原雄二
同第二、三課長	服部悟
同參事官	光多康雄
人事局給与課長	萩尾保繁
同任用課長	山崎敏充

書記官協議会側

一 職員の給与上の諸問題について

桜林企画調査部長 これから進行役をつとめさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。お配りしてあるテーマの順に従つて進めていきたいと思います。

官職の増設とその格付け、定数の回収等本年度の級別定数の改定状況とその運用方針については、例年お聞きしている問題ですが、職員の関心の高い問題ですので、昨年お聞きした以降の新しい事情等も加えて御説明願いたいと思います。

2 級別定数以外の給与上の問題、特別昇給、昇格の運用等について新たな事柄がありましたらお聞かせください

2 級別定数以外の給与上の問題、
特別昇給、昇格の運用等について新たな事柄がありましたらお聞かせください」とその運用方針については、例年お聞きしている問題ですが、職員の関心の高い問題ですので、昨年お聞きした以降の新しい事情等も加えて御説明願いたいと思います。

ます級別定数の改定状況ですが、一級以上関係では、平成三年度は、平成二年度に続き、地裁首席書記官について一一級切上げが認められました。高裁首席書記官については、昭和六三年度までにすべて一一級切上げざ

また、高裁次席書記官の一〇級切上げが認められました。

1 本年度の級別定数、特に書記官の格付けについて
萩尾給与課長 書記職を中心にして、平成三年度の級別定数の改定状況とその運用方針について、その概要を説明することにします。

(萩尾給与課長)

みになつております。
このほか、地裁事務局長及び首席家
裁調査官各一の一級切上げが認めら
れました。

座談会に御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。毎度申し上げてはいるのですけれども、全国書協では、

る次第でござります。私どもといいたいことは、この座談会により最高裁御當局の施策や方針を直接にお伺いし

会の方の会に植木企画調査部長はお
願いします。

「重要な業務を所掌する部の長」がようやく一〇級格付けを認められるという実情にあります。これに対し、地・家裁首席書記官は裁判部門の長にすぎないし、高裁次席書記官は裁判部門のナンバー2のポストにすぎません。しながら、書記職は、裁判部門の基幹職種であることや従来からの等級格付けの高さ等が評価されて、このような大幅な切上げが認められたものです。

なお、一〇級切上げについては、このほかに、高裁課長一が認められまし

このほかに地・家裁事務局次長五について九級切上げが認められました。以上の結果、地・家裁の次席書記官については、八四ボスト中三〇(三五・九%)が、地・家裁次長については一五ボスト中六八(五九・一%)が、九級以上に格付けられることとなりま

九級以上の格付けの拡大を巡る厳しい状況の中で、平成元年度から連続して、相当の実績をあげることができたことは、裁判所職員の処遇の向上という点で、大きな成果であったと考えています。

八級以下関係についての平成三年度定数折衝の経過等を説明しますと、予想されたことではあります、財政当局は、裁判所職員の大量退職の一層の進行という情勢を背景に、あらゆる官職及び級にわたって定数回収を迫り、その姿勢には極めて厳しいものがありました。

当局としては、このような厳しい状況下で、何とか定数回収を防ぎつつ、逆に少しでも定数の切上げを実現するため最大限の努力をしたところであります。その結果、昨年度には防ぎ得な

かたた回収を平成三年度は回避すること
とができました。

これに対し、定数切上げについて
は、先に説明したような状況から、各

次に、その内容ですが、期末手当及び解決されました。

た。官職・級について、当局の切上げ要求と財政当局の定数回収（切下げ）要求とが正面からぶつかるという形での折衝となり、書記職については一切切上げが認められず、その他の官職・級についても極めて厳しい査定となりまし

模等に従つて標準ポストを設定し、これに就いた人については、他との均衡を考慮しながらも、できるだけ早い時期に昇格を実施し、それ以外の標準ポストが設定されていない庁の場合にも、当人のいわゆる属人的要素の伸びや退職時期等を勘案しながら積極的に昇格を実施しているのが実情です。

次に、書記官の八級以下の昇格運用ですが、基本的には昨年度と同様の方針で望んでいます。具体的な昇格水準は、年々改善されてきているところで

このように、書記官の級別定数面における格付けについては、その法律専門職としての職務内容の複雑、困難性を極力強調して、その改善に努めてきたところです。

2 その他の給与に関する問題について
平成二年度の人事院勧告に基づき、平成二年六月以降に支給される期末手当及び勤勉手当について、いわゆる「役職段階別加算措置」が導入されたので、これについて、簡単に触れておくことにします。

まず、この制度の趣旨ですが、役職

年数を有する者に限る。
事務官を含めた書記官の退職によつて

卷之三

＊＊＊＊ 短大三卒後一五年上の経

年数を有する者に限る。

れ、八王子支部担当及び小倉支部担当の九級ポスト増設が認められました。

段階別加算措置は、民間における一時金の支給額について、役職により差異が設けられていることから、公務員の一時金の支給実態に民間の一時金の支給実態を、より一層反映させるために導入されたものです。

なお、平成二年度人事院勧告においては、公務員の一時金の支給月数の算出方法の見直し問題（いわゆる「分子の問題」）及び支給月数を小数点以下第二位まで算出する問題（いわゆる「小数点以下第二位問題」）も一括して

（別表）役職別加算措置の内容

医 (三)	医 (二)	医 (一)	医 (二)	医 (一)	段階		I	II	III	IV
					加算率	指定職				
					二〇%	全号俸	一五%	一〇%	五%	
					一一・一〇級	九・八級	七・六級	五・四級		
					八・六級	四・三級	六級	三五・四級		
					五・四級	五級	二級	二級		
					三級	二級	一級	一級		
						四級*				

* 庁務員で、新卒後経験年数四〇年以上又は採用日から基準日までの引き続いた在職期間二〇年以上の者（平成四年四月からは、これに加え、「三級在級一年以上」が要件として加わる予定）

** 院長、副院長に限る。

大学卒後七年又は医大卒後五年以上の経験年数を有する者に限る。

これに對して、定数切上げについて

解決されました。

次に、その内容ですが、期末手当及び勤勉手当について、職務に応じて一定の率により算出した額を加算することになります。なお、民間においては、役職別の加算措置が採られています

が、公務部門においては、官職が多様で、それぞれの官職に対応して加算措置の内容を一々定めることができ難いであることから、職務の級に応じた加算措置を講ずることとされています。その内容は別表のとおりです。

（二）書記官等の任用上の諸問題について

書記官調査部長 ありがとうございました。では、次のテーマに移ります

いと思います。これについては、まず退職者数の補充の実情及びこれの状況という点ですが、昨年度の座談会では、平成二会計年度については退職者数は

七〇〇人程度、その後、毎年一〇〇名ずつ減じていき、平成七会計年度には二〇〇人程度と予想されるというよう

な説明があつたのですが、そういう状況にあるものですから、職員の関心もまた非常に高い問題ですので、昨年に引き続いて退職者数とその補充の実情の説明をお願いしたいと思います。

1 平成二年度における退職者数とその補充（特に書記官）の実情及び今後の状況について

山崎任用課長 平成二年度の有資格

す。まず九級以上の昇格運用については、定数状況をにらみながら、府の規

にします。

事務官を含めた書記官の退職によつて生じた欠員の補充として、今年四月期、新規に養成した書記官の数は、再任用を含めて七三〇人で、内訳は、書研養成部修了者が二一八人、C.P.試験合格者が三七一人、新規再任用者が一四一人です。

今年度の書記官の新規任用数は、昨年度に比べ四三人減少し、昭和六〇年に大量退職期に入つてから毎年増え続けてきた養成数が初めて減少に転じましたが、昨年度に次ぐ二番目の大量養成数であり、まだ大量退職期であることに違いはありません。

今後の見通しとしては、年間退職数について、定年退職のほか、自己都合退職等の不確定要素があつて正確なところをお話するのは難しいのですが、自己都合退職あるいは死亡といった者の推定数をも考慮した現時点の予測では、本会計年度中の退職者数は、平成二年度より約一〇〇人の減少が見込まれ、その後も毎年、前年度より一〇〇人程度ずつ退職者が減り、平成七会計年度には二〇〇人台、平成一〇年には



（山崎任用課長）

○○人台しか書記官の新規任用の必要がなくなるという計算になります。書記官の退職者数に応じて書記官の補充必要数が変動することは年齢構成上や書記官養成数を短期間のうちに極端に変動させることは、任用政策として問題のあるところであり、現在、最高裁において、このへんのところを重要課題として検討しているところです。

桜林企画調査部長 ありがとうございます。それでは、次に本年度の書記官の任用及び処遇、将来の展望についてですが、これについても大量退職が先程も話に出たようにピークを迎えたところですが、大量退職後に向けて幹部職員への若手書記官の抜擢任用を考えられておられるようですが、その実情及び各高裁間の処遇の不均衡に対する対応について伺いたいと思いま

また、単身赴任の実状、女性書記官の増加の実状と特に出産に伴う問題点がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

更に、現在大量に任命している新任書記官について、将来、昇格等につき問題が生ずると思われますが、その点の対応について考慮されていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

2 本年度の書記官の任用及び処遇

等につき特に考慮された点について

用が急速に進んだ状況が分かっていただけだと思います。

このようない幹部職員の大量退職の状況はいましばらく続きますので、後継者の育成は、これからも大きな課題で

あります。

人事異動は、適材適所の観点から行

われるべきものですが、具体的な異動に

当たっては、本人の経歴、異動歴、家

族の事情等の諸事情を十分勘案して行

われております。ただし、教育問題の関連

でも、自宅管理の問題の関連でも、單

身赴任をするか共同赴任をするかは、

同じような状況においても各人の考え

方によって異なるので、なかなか

か難しい面がありますし、また、どう

しても単身で赴任せざるを得ない事情

があると考えられる者は一切異動の対

象から除くといふようなことにすると

と、組織の維持に支障を来たすだけで

なく、その人の昇進の機会を奪うこと

になり、その方がむしろ問題ではない

かと思われる場合もあるわけです。單

身赴任に関する問題については、昨年

から単身赴任手当が支給されることに

なり、経済的な面では一応の措置がと

られたわけですが、単身赴任が本人及

び家族に物心両面にわたる多大の負担

を強いることに変わりありませんの

で、まず、単身赴任を減らすための努

力を行なうことが肝要だと思います。異動

に当たっては、今述べたような問題点

を勘案し、できるだけきめ細かい配慮

をして、おきたいと考えてます。

あればお聞かせ願いたいと思います。
2 本年度の書記官の任用及び処遇

を勘案し、できるだけきめ細かい配慮をしていきたいと考えています。

次に、昨年に引き続き女性書記官の実情について御説明します。平成三年一月一日現在で五八〇人の女性書記官がおり、全書記官に占める割合は九%となってます。最近一年間の新任書記官の主な給源になる二〇歳台の事務官に占める女性の比率が三割を越えていますので、女性書記官の比率はこれからも増加していくものと予想されます。

女性書記官の数が増加したことによつて生じたという具体的な問題は、今のところ聞いていませんが、女性書記官が増加することによつて、配置換え、産休の際の応援態勢、宿日直要員や少年事件の押送担当者の不足等が問題になるであろうとの指摘はよく聞きます。ただ、これらの指摘は、もつともな点も多いのですが、昨年も申し上げましたとおり、書記官の構成が男性中心から女性の比率が高くなりつつある過渡期に生じたアレルギー反応的要素が多分に含まれており、問題を過大視している場合も多いように思われます。今出ました配置換えや少年押送の問題などは、本来女性が対象から除外されるものではないという点で、まさ

一日現在はそれぞれ六一%、四八%に減少してしまして、幹部職員に若手登

に、この類いの問題ではないかという気がします。今後ますます女性書記官の増加傾向は続きますし、既に現在に

おいて、その存在は決して珍しいものではないわけですから、女性の書記官を特別視することをまずやめて、女性の増加に伴つて従前の発想を転換するということから始めが必要があります。その上で、何か具体的に問題があります。その場合には、これを解決していくことになるわけですが、家裁調査官等書記官以上に女性の割合が高い職種もあります。そこで、女性の割合が高い職種もあり、書記官についてだけ特に問題になるようなことはないと考えており、産休の際の応援態勢等は、全ての職種に共通の課題として、産休の取得状況等をみながら検討していくべき問題と考えております。

また、女性が仕事をしていく上で、男性と感性等が違うときもあり、そのことだけで女性をマイナス評価してしまはれることは誤りであります。ただ、異なるものには、それ

その個性、特性として正當に評価されなければならないと思います。任用に当たっては、男女にかかわらず、その能力を十分に發揮し、活躍していただけるよう、個々の職員について、これまで以上にその適性、特性を十分に把握した配置等を行うよう心掛ける必要があらうと思っています。

で二四八人、第三が配偶者が職に就いているためで二一八人、第四が扶養親

3 少量退職期を迎えての書記官の

将来の給与上の諸問題について

萩尾給与課長 将来の処遇の問題に

ついては、定数の回収の問題との関連

で説明したとおり、大量退職の進行により、裁判所職員の年齢構成が大幅に若返り、その結果、級別定数の構成と現在員とのギャップも広がり、概略的にいえば、上位の級に相当の空きが出ている反面、下位の級では相当数の過

員がでており、上位級定数を流用して

いる状況にあります。このような状況を前提に、財政当局は、定数の回収(II 定数切下げ)を強く迫つてきている訳です。

少量退職期における定数状況の見通しについて申し上げますと、現在の定数状況は前述のとおりですが、さきに指摘したとおり、今後到来する少量退職期においては、大量退職期に大量採用した職員が昇格の対象者になつてきています。定数状況は急激に逼迫していくことが予想されます。

これに対しても、現在の書記官の昇格水準は、かつての大量退職期に入る前の水準と比較すれば相当改善されたものになつていていることから、現在の級別

で定数の回収に応じてきた分はともかくとして、ほぼ限界近くまで切り上げられた姿となつてることから、少量退職期においても、大幅な定数切り上げは望み得ないものと考へざるを得ません。このような予測のもと、将来においても給与上の処遇の一貫性を確保するためには、面接とるべき方策としては、次の二つを考えています。

まず定数の回収の回避等についてですが、先に説明したとおり、年齢構成の変化を背景に、財政当局は定数回収を強く迫つてきていますが、一旦回収されてしまふと、将来定数を必要とする時点で、回収されただけ再度切り上げが認められる保証は必ずしもないわけですから、現時点での回収はできる

かぎり回避し、仮に、回収に応じざるを得ないにしても、それを最小限に止めめる必要があります。先に説明したよ

うな財政当局からの定数回収要求に対する当局の対応は、まさにこのようないかがり回避し、仮に、回収に応じざるを得ないにしても、それを最小限に止めめる必要があります。先に説明したよ

うな財政当局からの定数回収要求に対する当局の対応は、まさにこのようないかがり回避し、仮に、回収に応じざるを得ないにしても、それを最小限に止めめる必要があります。先に説明したよ

うな財政当局からの定数回収要求に対する当局の対応は、まさにこのようないかがり回避し、仮に、回収に応じざるを得ないにしても、それを最小限に止めめる必要があります。先に説明したよ

力を行うことが肝要と思います。異動に当たつては、今述べたような問題点

と、少量退職期において同様の水準を維持することができるかどうか微妙な情勢にあり、さりとて、将来の大幅な定数切り上げも望み得ない状況にあることは、前述のとおりです。

このよきな状況下で将来の処遇の
貫性を維持するためには、回収を免れ
得た定数についても、その相当数をリ
ザーブし、将来に備えておく必要があ
る。

るものと考えています。そうすると、現在の定数状況との対比で見る限り、定数的には相当の余裕があるのに昇格

形になりますが、将来の定数状況等を考えると、現行の水準でも、ぎりぎりのところまで緩和されたものとなつており、これ以上の水準緩和は、少量退職期における処遇の一貫性の確保を困難にする可能性が高いことから、極めて慎重な検討が必要であることを理解していただきたいと思います。

最後に、今後の課題について触れた

最後に、今後の課題について触れたいと思いますが、これまで述べたことは、主としてポストとは関係なく昇格可能な級での対応であります。これ

対して、ポストに就くことが前提として必要となる、主として八級以上の級への昇格については、少量退職期においては、ポストに就く時期が現在より遅くなる（逆に、大量退職期における昇任スピードはむしろ異例というべき

実施回数については、同じ時期に任官した者が同じ時期に研修に参加すると

研究の実情とその活用状況、今後の見通しについて

がいるということは、裁判所にとりましても大変貴重なことで、出向中

きものでしょ。）ことが必至であり、それに伴い昇格時期も遅れてくることは避けられない状況にあります。

このような状況に対し、給与面で、
今後どのような予算上、運用の方策

を採るべきか、また、採り得るのか、
という点が、今後の検討課題であると

桜林企画調査部長 ありがとうございます。

いました。次のテーマである書記官の養成及び研修体系の現状及び将来についてに移りたいと思います。

大量退職期にあたって書記官の基礎研修の対象者が非常に増えており、別に一旦職務別研修が行つてゐります

は担当職務別研修が行われております。
けれども、その現状と今後の養成方法
等について考慮されているところがあ

りましたらお聞かせ願いたいと思いま
す。また、総研につきましては、昨年

度から従前とは大幅に形を変えて実施されておりますが、昨年度の実施状況

から今後、どのようなことが考慮されて
いるかお聞かせ願いたいと思います。

4 書記官の養成及び研修体系の現状と将来について

山崎任用課長 御存じのとおり、書記官基礎研修（基礎研）は、昭和五〇年二月二日付令（昭五〇年二月二日付令）によく、書記官

年から書記官任用試験（C.P.）合格者を対象として毎年実施されている研修で、内容は、書記官が担当する民事、刑事、家事、少年各事件の全分野にわ

たり書記官事務を遂行するについて必要なとされる基礎的知識・技法の付与を目的として約四五日間行われているものです。昭和五九年以降は、CP理論試験合格者数の増加とあいまって、研修人員が飛躍的に増加したことに伴い年二回の実施となっています。

従来の基礎研修参加人員の推移を見ますと、昭和五八年度約九〇人、昭和五九年度約一八〇人、昭和六〇年度約二二〇人、昭和六一年度約二五〇人、昭和六二年度約二五〇人、昭和六三年度約三四〇人、平成元、二年度は約三五〇人で、本年度も約三五〇人が参加することになっています。

また、これとは別に、書記官担当職務別基礎研修（担当別基礎研）は、CP合格者のうち、理論試験免除者を対象に、昭和六二年度から全国を三ブロックに分け、各ブロックごとに実施所を定め、委嘱研修として実施しているもので、その内容は、民事コース（一七日間）、刑事コース、家裁コース（各一日間）に分け、現に担当する職務に関するコースに参加する研修です。

これは、法廷実習を含め書記官実務の実習等に重点を置いた内容のもので、昭和六二、六三年度はそれぞれ約八〇人、平成元年度は約七〇人、平成二年度は約五〇人の参加がありました。しかし、本年度は、研修対象者が二五人

と減少したことから、従前のブロック方式を中心研修に改めて実施する方向で、現在、書研において検討中です。

次に、書記官総合研修（総研）ですが、この研修は、昭和四九年度から実施されており、書記官任官後五年を経過した者を対象に、日頃の執務について省内する機会を与えるとともに、中堅の書記官として必要な知識と技能を付与することを目的とする研修として、職員間にも定着し、成果を挙げてきました。しかし、昨年もお話ししましたとおり、近年の書記官大量養成に伴う研修の対象者の急増により教室や合宿舎の収容能力が限界にきていてこと、さらには、従前の研修内容や研修方法が研修員にとって主体的に取り組むことができるものになっているかどうか、ひいては中堅書記官に必要な多様な裁判事務を処理していくについての積極的態度を育成する研修効果があるか、研修生を送り出す職場の負担はどうか等々、再検討すべき点もあります。これらの問題点については、書研において、かなり以前から検討が続けられてきましたが、その結果、(1)研修科目については、講義科目はこの時期に必要なものだけに限定し、実務問題の討論研究等の班別検討科目を中心と据え、その内容も研修員が自主的に取り組めるものにすること、(2)研修の

おいては、ポストに就く時期が現在より遅くなる（逆に、大量退職期における昇任スピードはむしろ異例）といふべ

実施回数については、同じ時期に任官した者が同じ時期に研修に参加するとともに、一回の研修参加人員が多数にならないようにするため、対象者が多くなる場合には、年二回実施すること、

（3）研修期間、授業単位数について、指導官、書記官等の負担の問題も考慮して、従前の約半分に削減するという方針で実施されることになり、平成二年度は、この方法にのつとて、東京、大阪、福岡の三高裁における総研は二回に分けて実施されました。相当大幅な変更の初年度分が終了したばかりの現段階では、研修効果等についての評価が定まつていませんが、当分はこの方針を維持しつつ、今後、研修指導担当官協議会等における意見を取り入れて、逐次改良が加えられていくものと思われます。

桜林企画調査部長 次に職員の他官庁への出向及び在外研究に移りたいと思います。

国税不服審判所あるいは公害等調整委員会等に職員を派遣しているようですが、その実情と活用状況及び今後の出向計画等についてお聞かせ願いたいと思います。また、在外研究の現況と、今後の計画及びそれを終了した書記官の活用状況等もお聞かせ願いたいと思います。

5 職員の他官庁への出向及び在外

研究の実情とその活用状況、今後の見通しについて

大林参事官 書記官の出向について



（大林参事官）

は、事務処理のうえで主に裁判事務についての知識、経験を必要としている機関からの要請を受けて、昭和四五年度に弾劾裁判所と国税不服審判所へ各一名を派遣したのをはじめとして、現在まで現に出向中の者を含めて、六機関に五二人を派遣しました。

現在の出向者の内訳は衆議院一人、参議院一人、国税不服審判所三人、公害等調整委員会一人、弾劾裁判所二人、大阪航空局一人となっています。

これらの中の出向経験者の復帰後の任用につきましては、昨年も御説明したとおり、特別の任用方針を立てて臨んでおり、特別の任用方針を立てて臨んでいるわけではありませんが、例えば、国税不服審判所に出向した者にその経験を生かし、最高裁の民事局、刑事局あるいは行政局で活躍してもらつたことがあります。また、在外研究の現況と、あるいは行政局で活躍してもらつたということはあります。出向は、各省庁からの要請を受けて派遣している訳ですが、職員の中に他省庁の事務経験者

を対象として毎年実施されている研修で、内容は、書記官が担当する民事、刑事、家事、少年各事件の全分野にわたります。

人、平成元年度は約七〇人、平成二年度は約五〇人の参加がありました。しかし、本年度は、研修対象者が二五人

がいるということは、裁判所にとりましても大変貴重なことでして、出向中の経験を通して得た知識、バランス感覚等は裁判所における様々な仕事を行つていく上でも大いに活用できるものと思っています。既に復帰されている方の多くは、種々のポストに就いていく中でその知識、経験等を生かして活躍中であり、後に続く方々についても同様に活躍が期待されるところです。今後もこれらの機関への出向者の派遣は続けていこうと思っています。

この外国出張についての位置づけですが、司法の関係においても、我々を取り巻く環境が急激に国際化しており、あらゆる問題が外国との関係抜きには考えられなくなっているということがあります。最近の新聞記事によりますと、例えば、アメリカは日本の民事訴訟費用は高すぎるのではないかと言つていて、当初は、独占禁止法関係を中心になつて止まらず日本の諸費用は高額過ぎて裁判を受ける権利を奪つていてはいけないかと、そういうことで、そういう圧力もあります。あるいは、国連の機関から、いろいろ照会が来たりしております。

この外国出張についての位置づけですが、司法の関係においても、我々を取り巻く環境が急激に国際化しており、あらゆる問題が外国との関係抜きには考えられなくなっているということがあります。最近の新聞記事によりますと、例えば、アメリカは日本の民事訴訟費用は高すぎるのではないかと言つていて、当初は、独占禁止法関係を中心になつて止まらず日本の諸費用は高額過ぎて裁判を受ける権利を奪つていてはいけないかと、そういうことで、そういう圧力もあります。あるいは、国連の機関から、いろいろ照会が来たりしております。



（菅原第一課長）

題の討論研究等の班別検討科目を中心とし、その内容も研修員が自主的に取り組めるものにすること、（2）研修の

満足度による評価

がいることは、裁判所にとりましては、内容の研究として二人、以上であります。六年間に三五人ですから、年間六人の方々が諸外国に出張したことになります。

この外国出張についての位置づけですが、司法の関係においても、我々を取り巻く環境が急激に国際化しており、あらゆる問題が外国との関係抜きには考えられなくなっているということがあります。最近の新聞記事によりますと、例えば、アメリカは日本の民事訴訟費用は高すぎるのではないかと言つていて、当初は、独占禁止法関係を中心になつて止まらず日本の諸費用は高額過ぎて裁判を受ける権利を奪つていてはいけないかと、そういうことで、そういう圧力もあります。あるいは、国連の機関から、いろいろ照会が来たりしております。

この外国出張についての位置づけですが、司法の関係においても、我々を取り巻く環境が急激に国際化しており、あらゆる問題が外国との関係抜きには考えられなくなっているということがあります。最近の新聞記事によりますと、例えば、アメリカは日本の民事訴訟費用は高すぎるのではないかと言つていて、当初は、独占禁止法関係を中心になつて止まらず日本の諸費用は高額過ぎて裁判を受ける権利を奪つていてはいけないかと、そういうことで、そういう圧力もあります。あるいは、国連の機関から、いろいろ照会が来たりしております。

方通行ではなく、相互通行になつてきただとすることです。こういう状況の中では、ますます在外研究の経験をもたれた裁判官あるいは一般職員の方々に對する需要というものが増えて来ているということが言えるのではないかと思ひます。

先日、書協会長の佐藤大法廷首席書記官が同行者二人と共に司法事情視察といふことでアメリカに行つてこられました。その際のお話を伺いましたら、アメリカのニューヨーク等では、三人一緒にグループ行動をしないで時々自由行動日を設けられて、一人一人でいろいろと地下鉄とかバスとか乗り回られて、その体験を話し合われたということです。そういう面での新しい経験をしていただくと、このことも極めて有意義ではないかと感じております。今後、広く裁判制度の運営の改善を考える際には、外国の制度運営がヒントになることもあります。このようないところからすると、裁判所職員が外国の司法制度を実際に見聞する機会をもつことは意義深いものがあると思ひます。最高裁としてもこういった制度をできる限り拡充するべく予算面、運用面での工夫や努力をしているところであります。

平成三年度の計画については現在立案中であり、裁判官も含めて、海外出

張について事務総局としても非常に力を入れております。今年の差し当たつての計画としては、在外研究員をアメリカとフランスに派遣するほか、司法事情研究の充実も図つていただきたいと考えております。

大林参事官 帰国後の任用ということに若干触れますと、在外研究員であるからといって、特別の任用方針を立てて臨んでいるわけではないという点は出向の場合と同様ですが、これまで

は一〇の方に、外国法曹の応接や海外出張者の渡航手続等に関する事務を取り扱う最高裁秘書課涉外係、あるいは外国の司法制度や留学生に関する事務を扱う最高裁総務局制度調査室でこれらの方事を担当してもらつております。そこでは直接的な意味で在外研究の知識、経験を生かしてもらつています。

6 書記官の定年後の就職状況について（再任用、調停委員等）

大林参事官 まず、本年四月二日付けの再任用状況について申しますと、三月三一日限り定年退職した書記官有資格者数は約四二〇人で、そのうち書記官の再任用者は一四一人でした。再任用は、定年制の施行に伴ない昭和六年まで各年一三〇人、一六〇人、二四〇人、三六〇人、三六〇人、四四〇人、四二〇人と推移しており、これに伴つて書記官の再任用者数も三七人、四一人、五九人、七四人、八一人、一五三人、一四一人と推移しています。昨年

守る必要があると思つています。

桜林企画調査部長 ありがとうございます。

書記官の定年後は、書記官の定年後から簡裁判事、または執行官への任用の実情及び司法書士への推薦状況と今後の見通しについてもお聞かせ願いたいと思います。

お、大量退職のピーク期以降の再任用の問題については、定年退職者の減少に伴いまして再任用希望者の絶対数も減少するということが予想されますが、更に少量退職期に入りますと書記官の欠員が少なくなることから、再任用による書記官の補充をその時期も引き続き行っていくべきかということ自体が問題になります。この点は、書記官の補充方法をどうするかという、今後の書記官養成制度の在り方とも深く関わる大きな問題でありますので、現在進行している書記官養成数についての総合的な検討の中で、その方向が定められる問題といえます。

いずれにしても、ここしばらくは再任用による書記官の確保は必要です。で、定年を迎える方は、欠員の関係で

あります。
平成三年度の計画については現在立
案中であり、裁判官も含めて、海外出

希望者全員が再任用されるとは限りま
せんが、大量退職期における再任用の
重要性を御理解いただき、在職中に
培った知識、経験をそのまま活用でき
る再任用を、定年後の進路のひとつと
して考慮していただくことを、この場
を借りてお願いします。

次に、退職者の再就職先についてで
すが、職員の退職管理に関する職務を
担当している各高裁の人事課企画官が
この一年間で再就職を斡旋した実績で
いいますと、斡旋数は昨年と変化があ
りませんが、就職先については、従前
多かった法律事務所への再就職が減少
し、自動車会社、信用販売等の法務事
務担当者、地方自治体の嘱託職員等へ
の採用が増え、若干多様化の傾向が見
られます。

また、裁判所に求人があつても、職
員側に希望者がなかつたり、希望して
も不採用になつた件数が、斡旋が成立
した件数とほぼ同数ありました。求人
側と職員側の希望のギャップが斡旋不
成立の原因ですので、今後は、これま
で以上に裁判所OBに合つた再就職先
の確保に努力したいと思います。

調停委員についてですが、裁判官を

除く元裁判所職員の新任調停委員の任
命状況は、昭和五七、五八両年度合計
が約二〇〇人でしたが、昭和五九、六
〇両年度合計四三〇人、昭和六一、六

であると思います。この意味で、出向
の場合も同じですが、短期的な成果を
求めるのではなく、すこし長い目で見

二両年度合計五五〇人、昭和六三、平
成元両年度合計は約五六〇人と毎年増
加し、平成二年は単年度で約三一〇人
ととなってます。また、司法委員及び
参与員は、各年度ごとに選任されるわ
けですが、平成三年度に選任された裁
判官を除く元裁判所職員の数は、司法

委員が約七七〇人、参与員も約七五〇
人で、司法委員は昨年より約一一〇人
増加、参与委員は約九〇人増となつて
います。司法委員については昭和六〇
年以降活用率が増加しておりますし、
参与員についても活用率が着実に伸び
ていまして、これらの制度の定着に當
たつては、多くの府で退職書記官が極
めて重要な役割をはたしています。広く
社会の良識を反映させるという制度

の理念から元書記官だけにするという
わけにはいきませんので、任用数には
おのずから限度はありますが、退職し
た書記官に期待するところは大きいわ
けですから、退職書記官に適当な人材
がある場合には、各地裁において、今
後も可能な限り登用する努力がなされ
ていくものと理解しています。

次に執行官関係ですが、最近五年間

度から、それまでのいわゆるひら書記
官に加えて、新たに地家裁支部、簡裁
の庶務課長兼任書記官あるいは主任

員から任用されています。執行官は、

独立した執行機関として、その職務の
大部分を裁判所外で自己の責任と判断
で単独で行うという職務の性質上、一
定の能力のほか、気力及び体力とも充
実していなければならぬことから、

五〇歳から五五歳までの書記官経験者
が最もふさわしいと考えていますが、
適格者があれば定年退職予定者でも任
命することもありますし、現に、過去
五年に任命された者にもそのような者
が毎年含まれています。

また、簡裁判事については、年によつ
て状況が異なるので一概には言えませ
んが、最近では二十五人前後の者が書記
官あるいは書記官有資格事務官から選
考任用されています。

最後に、司法書士関係ですが、平成
二会計年度中に司法書士資格認定申請
を希望し、推薦された者の数は、全国
で一六人で、平成元年度とほぼ同数で
した。被推薦者のほぼ全員が資格検定
を受けているのが現状です。推薦され
た者が原則として資格を取得すること
を前提とする限り、今後も推薦数はこ
の程度で推移することになろうと思
います。

以上が退職後の進路についての状況
ですが、再就職をも含む問題で、最近、
高齢化社会への進行に伴つて注目を集
めている、退職準備プログラムについ

いすれにしても、ここしばらくは再
任用による書記官の確保は必要です
で、定年を迎える方は、欠員の関係で

て、若干厳れさせていただきます。

御存知のとおり、人生五〇年といわ
れた時代は遠い昔のことになり、現在
は人生八〇年、したがつて、定年で退
職しても更に二〇年、それまでの人生
の約三分の一にあたる期間を過ごすと
いう時代となり、この期間をどのように
に充実させるかということが人生の一
つの課題となっています。退職後の生
活を充実させ、人生をより幸福なもの
にするための条件としては、肉体的、
精神的な健康、実質的に生計を営むに
足りる適正な収入(資金)、適当な生活
設備、気の合つた友人や隣人の存在、
没頭できる趣味、適切な生活信条を持
つといったことが考えられます。そし
て、このような条件を整えるためには、
いすれも長期間の準備が必要ですか
ら、生活設計の基本である三つのKII
「心(生きがい)」「健康」「経済」の各
分野にわたり、将来にわたる確固とし
た計画を立てることが不可欠となりま
すが、計画を多忙な現職中に立てるこ
とは、職員にとって大きな負担になる
ことから、退職予定者に対する官側(使
用者)の側面からの援助が必要である

という発想がでてきたわけです。その
援助策が一般に退職準備プログラムと
よばれるものです。いまお話をしました
再就職の斡旋のほか、五五歳に達する
職員等に対する「公務員のための退職

準備ガイドブック」の配布や退職手当・年金の試算額の告知等を行っていますが、これが裁判所の退職準備プログラムということになります。

将来の生活設計を立てるかどうかといったことは、本来個人の問題であること等を考慮し、現在、裁判所における退職準備プログラムは情報の提供を中心としたものにとどまっています。

一方、民間企業や地方自治体を中心に、高齢化社会の進行に伴って、退職準備又は生涯生活設計の手法等を身につける機会を与える研修を実施するところも増えており、その手法の開発も進んでいます。将来的な生活設計を立てることは、実際にやってみると意外に難しい反面、将来的な目標が明確化し現在の生活がより充実するという効果もありますので、生活設計の手法を身につけてもらうという形の支援策は職員に対する大きな福利厚生といふことになります。今後は、裁判所においても、民間等で開発された手法等をも参考にして、情報の提供からさらに一步踏み出した退職準備プログラムを検討する時期にきていくと思っています。

三 書記官事務について

桜林企画調査部長 ありがとうございます。記官事務についてに移りたいと思います。

第一に、民事訴訟法の改正についてですが、これについては、去年の九月末を期限として、書記官側からの意見の聴取が行われましたが、その集約の結果及び活用方法をお聞かせ願いたいと思います。また、民事訴訟法改正の進捗状況、今後の予定等についても、説明していただけたらありがたいと思います。

1 民事訴訟法改正について

服部総務局第二、三課長 民事訴訟



(服部第二、三課長)

判官、弁護士、学者各三名の委員（又は幹事）と部会長で構成される小準備会が設けられ、同準備会において、昨年九月から三週間に一回、今年に入つてからは月二回のベースで審議を行なう。改正の検討対象として取り上げるべき事項の選定作業を進めています。

通常の法律改正では、改正検討事項案の作成は、法務省の事務当局が行うのですが、今回の改正では、これを作成する段階から裁判官、弁護士の意見を聴くのがよいということで、小準備会で検討することになったものです。また、これと並行して、本年四月から、六名の研究員と部会長で構成される民事訴訟法典現代語化研究会において、民事訴訟法の各条文の現代語化の検討作業も行われています。

今後の改正作業のおおよその予定としては、次のように聞いています。まず、法制審議会民事訴訟法部会が、小準備会、小委員会の審議を踏まえて、本年秋に、いかなる事項を改正検討の対象として取り上げるかについての「改正検討事項」を決定します。その後、これについて各界に意見照会を行い、その結果を踏まえて、平成四年五月ころから、いよいよ改正事項の中味についての検討を約一年半かけて行い、「改正試案」を取りまとめます。そして、この改正試案について各界に意見照会

を行なう。平成六年六月ころから改正要綱案の作成に入り、平成七年秋ころには、法制審議会総会で「改正要綱」を決定し、答申することを目標とするとともに、もとより一応の見込みで、今後も状況によって変更のあり得るところですが、開始からおおむね五年で審議を終了することをめどに作業が行われているわけです。

総務局としては、書記官の意見を改正検討事項の選定作業に反映させる必要があると考へ、昨年九月末を期限として、全国の書記官から、民事訴訟法の意見の集約結果は、本年二月八日に「民事訴訟法改正検討事項についてのアンケート結果（裁判所書記官）」として、法制審議会民事訴訟法部会小準備会に提出してもらうとともに、同月一二日、裁判所部内における検討の際の参考資料となるように各裁判所に送付しました。改正作業は、まだ緒に就いたばかりですが、今後も、書記官の意見が改正作業に反映されるよう努めていきたいと考えています。

法の改正の問題につきましては、御承知のように、昨年七月、法制審議会民事訴訟法部会において、民事訴訟法の改正を今後の審議事項とすることが決定されました。そして、同部会内に裁

考えをお聞かせいたいと思います。

同して事に当たらなければ、審理の充実を図ることはできないとしてもよ

すので、書記官にとっても望ましい形の民事訴訟法の改正が実現できたらと

16号 書記官事務報 116号

すので、書記官にとつても望ましい形の民事訴訟法の改正が実現できたらと思つてゐる次第です。

菅原第一課長 三ヶ月先生は、日本の書記官は世界的なレベルから言つても質が良いということをおつしやられており、そこは大変光栄に思つておりますが、最近、別の面の話もされることありますので御紹介しておきます。

先生は、学校を辞められてから弁護士をなされておられますが、その弁護士としての経験からの実感だそうです。実務をやられる中で書記官が非常に良いし、親切な仕事をやるというふうに言つておられたのですが、最近ちょっとと、中にはあまりよくない書記官もいる(笑い)、一部に高圧的な書記官がいるといふことも言わされました。

書記官の方々が、後からも出てくると思ひますけれども、審理充実事務においても大いに活躍し、ファイトを持つてやつていただきたいのですが、その中で、気配りといふことになりますが、弁護士を含めた訴訟当事者等に対して理解を得て、いくつも併せてやつていただきたいといふことも付け加えさせていただきたいと思います。

桜林企画調査部長 ありがとうございます。民事訴訟法の一部改正に関連して審理充実事務に関する

考え方をお聞かせ願いたいと思います。

2 審理充実事務について

服部第二、三課長 審理充実事務について御説明申し上げます。

民事訴訟運営の改善は、法改正さえ行えばよいというものではなく、むしろそれ以上に、運用上の改善を積み重ねることが重要です。民事訴訟の審理方法の改善については、古くから種々

の方策が行われてきましたが、近時の状況を踏まえ、昭和六三年には「民事訴訟のプラクティスに関する研究」という司法研究報告が発表され、また、そのころから、東京地裁、大阪地裁等が中心となって、裁判官、書記官が一體となつた形で、民事訴訟の審理の充実を図るために方策が研究、実施されました。

これらの提言や研究の中で指摘されたことは、書記官が主体的かつ積極的に訴訟進行に関与していくことの必要性と重要性です。昨年の長官所長会同における最高裁長官訓示において、「裁判運営の改善のためには、裁判官が、個々の事件において、裁判所書記官等と共同し、関係者の理解と協力を得ながら、事案に即した工夫を重ねることが最も肝要であります。」と述べられてゐるのも、同趣旨ではないかと思いまます。書記官が、単に裁判官を補助することにとどまらず、まさに裁判官と共に

改正を今後の審議事項とすることが決定されました。そして、同部会内に裁定されました。

同して事に当たらなければ、審理の充実を図ることはできないといつてもよいのではないかでしょうか。

民事訴訟の審理を充実させるためには、十分な事前準備を行い、計画的な審理を実施することにより、一回一回の期日を充実したものにすることが基本であり、それがひいては紛争を早期に解決することにもつながります。書記官が審理充実のために果たすべき各種事務を審理充実事務といふのです。が、その内容は、昨年発表された東京地裁における審理充実方策についての研究結果や、平成元年度書記官実務研究報告「民事訴訟の審理の充実と書記官の役割」等に詳しく紹介されています。具体的には、例えば、①欠席判決が可能な程度の記載があるか否かを含めた実質的な訴状審査、②事件の振り分け及び第一回期日指定に必要な情報の収集、③訴状の補正、期日前・期日間の証明等に関する事項の伝達、④答弁書及び基本的書類の第一回期日前提出、準備書面の期日前提出等の確認並びに督促などが審理充実事務として提唱され、実施されているわけです。

桜林企画調査部長 ありがとうございました。次に書記官事務の改善について移りたいと思います。

書記官による訴訟進行管理の実施のためには、書記官事務の合理化、事務の効率化、OA機器の活用等を考えなければならぬと思いますが、その点についてのお考え、また、具体的な計画等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

その他、録音体利用の実験結果と、今後の利用方針についてもお聞かせ願いたいと思います。

服部第二、三課長 事務処理の在り方についても、国民のニーズにこたえ

正試案」を取ります。そして、この改正試案について各界に意見照会

本の書記官はど優秀な書記官はないと思われます。書記官は、裁判所で実施し、定着させるための方策について熱心に議論が交わされました。

ていくためには、漫然と旧例を墨守するのではなく、不必要な事務の見直しや合理的でない事務処理方法の改善を行っていますが、各裁判所においても、そのような観点から種々の見直しを行っています。書記官事務のうち、合ったものになるように、各人が創意工夫を凝らしていくことが大切ではないかと思います。書記官事務について、最近の動きをお話することになります。

特別送達手続については、送達事務の改善を目指し、継続的に郵政省と交渉をしています。本年五月一七日から、郵便物の留置期間が一〇日間から原則として七日間に短縮されることになりましたが、この点については、裁判所からも郵政省にかねがね要請してきたところであります。また、近い将来に予定されている大都市簡裁督促システム等のOA化に伴い、郵便送達報告書をカード化することも検討しています。それに伴う送達報告書の様式の変更や休日配達指定郵便制度の創設などについても、いろいろの障害はあります。引き続き交渉を続けていきたいと考えています。

去年一二月に発出した総務局長・民事局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」では、

印判の色が赤く出てこないのでその辺をどう考えるかという問題もあり、か

作成、パソコンで計算するという限りにおいては、單に便利になつたという

一定の調書様式についてワープロでの作成に便宜な様式によることも差し支えない旨を明文で定め、同時に発出した課長書簡において、ワープロ用の調書様式の配字例を示しました。ワープロを利用した調書作成事務の効率化に役立てもらえればと思います。

簡裁民事事件における録音体利用による調書省略は、集中的な人証の取調べが行われる事件について、当事者の理解を得ながら実施されているところですが、本年一月から施行された民事保全規則では、保全事件の口頭弁論・審尋についても録音体利用による調書省略が認められることになりました。今後の運用状況を見守っていきたいと考えています。

調書については、そもそもどのような調書を書記官が作成すべきかが重要な問題です。昨年の民事首席書記官会同では、書記官の作成する調書の在り方を第二のテーマとして協議されました。「逐語的な調書の傾向が強まつていて、争点をきちんと押さえ、精粗を書き分けた適切な要領調書であれば、裁判官等にとつても読みやすく、ボイントもつかみやすいのであって、適正迅速な裁判に資するものであり、

「現時点ではまだ実用化には程遠いという状況のようです。」など、要領調書の重要性を指摘する意見が数多く出されました。調書の在り方は古くから議論されてきました。調書問題ですが審理充実事務の実施により、書記官自身も争点を把握して法廷に臨むことができるようになり、また、証人尋問も争点を絞つて行われるようになります。今まで以上に要領調書を作成しやすくなるわけであり、その意味で、要領調書は、審理充実方策と二人三脚で進んでいくべきものではないかと思っています。

桜林企画調査部長 それでは本年度までのOA機器の導入数と具体的な配布状況、今後の導入計画及びOA機器の導入に伴い既存の事務について見直しをしているものがあればお聞かせ願いたいと思います。

4 OA機器に関する現在の使用状況及び今後の導入計画について

菅原第一課長 OA機器に関する事項の所管は総務局の制度調査室ですが、書記官に対するワープロ配布について御説明しますと、平成二会計年度までに立会い書記官二人に一台の割合で約一八〇〇台配布しました。その中の四〇〇台ぐらいが補助用ワープロも兼ねるのですが、これで一応支部、簡裁等も含めて二人に一台の割合の配布は完了したと見ております。

ここでの立会い書記官とは、立会いが業務量の中で五〇パーセント以上を占める書記官を指します。

ファクシミリの関係では、審理充実用ファクシミリの導入という問題があります。ファクシミリは元々民事の執行関係で裁判部門に導入したのが最初でしたが、更に保全の関係で導入して、今度は通常訴訟部でも審理充実事務という観点からファクシミリを導入しました。最初は、東京地裁の一三、三七、三八の三箇部を中心導入したところ、非常に結果が良かつたので、他の部でも使えるようにしてかなり思い切った台数を民事部門について導入したというのが現状です。

問題は、ファクシミリで何をやるかということです。一番手堅いのは訴訟進行に関する照会とか、あるいは期日受書、和解条項案のやりとりというのが現在は主になつております。ただ、これについては、もつと利用対象を拡大できないかと、例えば、準備書面そのものをファクシミリで送るというような運用ができないかというのが論点であります。この点は民事訴訟法の準備書面に関する規定の中の署名押印の規定をどう考えるか、あるいはファクシミリによる送付の場合、書面の原本性をどう考えるか、あれは原本でないかと、一旦電気になつて流れただけだという議論もないではなく、少なくとも

去年一二月に予定した経総長・事局長通達「民事事件の口頭弁論調書について」では、等の様式及び記載方法についてでは、

印判の色が赤く出てこないのでその辺をどう考えるかという問題もあり、かなり民事局を中心に私どもの方も議論したのですが、準備書面の原本と解するのも許されるのではないかという考え方も有力でした。ただ、これは正に裁判事項であり、古くは電報の申立てをどうみるかという判例もあるので、各裁判官が判断するということになります。ですから、全国の中では、準備書面をファクシミリで受け付ける府もあれば、あるいは、ファクシミリによる準備書面というのは単なる事実上の事前送付であって、やはり原本は後日正式に提出させるという府もあって、ある意味では統一がとれていないのが現状です。しかし、それで果たしていいのか、特に同じ府において裁判官によって判断が異なるというのでは、やはり好ましくない、文書を送る方から見たら非常に困ります。今後の方向としては、なるべく府単位で統一した扱い、あるいはそれらを踏まえて、全国的にもだんだんと合意が形成されしていくのが望ましいというふうに思います。

OA機器の導入に伴って既存の事務について見直すべき点はという御質問は正にいい御指摘だと思います。正にそこがOA機器の導入の根本的大事なところです。例えば、ワープロで文書

作成、パソコンで計算するという限りにおいては、単に便利になったというだけの話ですけれども、実際はそれだけではなくて、今までやつてた事務で申しますと、裁判部では、事件簿その他の諸帳簿を作っております。コンピュータというのは一回入力すれば何回でも使えるというのが利点であり、最もコンピュータに適した業務として、そうした事件簿等の諸帳簿・諸票の関係を抜本的に見直せないと考えております。例えば、大都市簡裁の督促システムの中で、受付から処理まで一貫したOA化計画というのをシステム的に考えてみようということで、大阪新簡裁が平成五年四月に、東京新簡裁が平成六年四月にそれぞれ出来上るのを、それに向けて今作業を行っております。そうした問題も含めた業務の見直しという点から書記官事務の関係を見ますと、コンピュータとの絡みで、調書をどうするかというようなことがあります。これはよく言われるのですが、

が、現時点ではまだまだ実用化には程遠いという状況のようです。

四 総務局第三課の今後の作業計画について

桜林企画調査部長 ありがとうございました。それはテーマ四の総務局第三課の今後の作業計画についてに移りたいと思います。

まず、書記官用マニュアルの作成状況についてお聞かせいただきたいと思います。これは新任書記官の増大期にある現在、事務処理の統一化、効率化、過誤防止のために、どうしても書記官事務の手引書の発刊が必要であると思われますが、その後の進行状況等について御説明願いたいと思います。

光多参考官 まず、書記官用マニ

アルの作成状況について申し上げます。書記官の大量退職期のピークを迎くるのではないかというような声があります。私どもも、もちろん、民間の開発状況をいろいろ調査しております。これはよく言われるのですが、

音声入力ワープロが開発されれば、書記官も、速記官も大分仕事が変わつてくるのではないかというような声があります。私どもも、もちろん、民間の開発状況をいろいろ調査しております。これはよく言われるのですが、

が、現時点ではまだまだ実用化には程遠いという状況のようです。

合の配布は完了したと見ております。ここでの立会い書記官とは、立会い

と、一旦電気になつて流れただけだと、いう認識もないではなく、少なくとも

を対象として、「刑事書記官事務の手引」、「民事書記官事務の手引」(訴訟手続)、「民事書記官事務の手引」(執行手続)、「不動産編」、「民事書記官事務の手引」(執行手続)、「民事書記官事務の手引」(債権編)を刊行してきましたが、その第五冊目として、昨年の座談会でも話しました「家事書記官事務の手引」を、六月中に発刊する予定です。先に刊行した手引同様、手元に置き、十分に活用していただきたいと思います。

最初に刊行した「刑事書記官事務の手引」につきましては、発刊後六年を経過し、その後新たに書記官となつた方等から、再発刊を希望する声が高くなっています。そこで最低限の補正を加えたものを本年中に発刊すべく、現在総務局と刑事局において改訂作業中であります。

桜林企画調査部長 そのほかに総務

局第三課で現在計画されていることがございましたら、お聞かせ願いたいと

思います。

光多参考官 本年度は、家事首席書記官協議会を高裁ブロック(一部連合)で開催してもらいたいと考えています。

具体的なテーマ等については、これから家庭局と協議していくことになりますが、家事調停の運営を改善するため、書記官の果たすべき役割は何かという観点から検討して、テーマが



(光多参考官)

設定されるものと思ひます。

それから、昨年末に民事保全法及び民事保全規則の施行に伴う関係通達等の改正を行いましたが、昨年の改正において積み残した判決原本の保存期間及び特別保存の手続の見直しについては、引き続き検討中です。また、「事件記録等保存規程の解説」についても、執務資料として発刊されてから二〇年以上が経過していることから、右検討に基づく改正が実現できれば、これを盛り込んだ改訂を行いたいと考えております。

次に、裁判事務能率器具の配布の点につきましては、契印事務の効率化を図るために、ペーフォレータ（自動契印機）を昭和六二年度から配布してきましたが、今年度は家裁支部及び簡裁にも配布する予定です。同機は、利用の実績が非常に高く、既に配布した府からは「もう一台配布を」、未配布府からは「ぜひ配布を」という声が寄せられています。今年度の実行で計画配布を終えますが、今後も予算の許す範囲内で要望にこたえていきたいと考えております。

また、供述調書作成の一助とするために使用する録音機を整備していますが、法廷での証人等の発言が明瞭に録音できないので、改善してほしいとの要望が多かったため、昨年度は、無指

向性と單一指向性とを切り替えることになります。

そのほか、書記官事務効率化のための種々の能率器具配布について、予算状況をにらみながら考慮検討中です。その検討に当たっては、実務の現状や、そこでの意見が基礎となります。その段階でお手数をかけることもあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

桜林企画調査部長 どうもありがとうございました。これで予定のテーマは全て終了しました。

上崎総務部長 それでは、会長の方から閉会のごあいさつをお願いします。

佐藤会長 本日は非常に貴重な御意見と、励ましのお言葉をいただきまして大変恐縮でございます。書協といたしましても、今、総務局、人事局の各課長、参事官から伺った御意見を身に帯しまして、活発な活動を続けていきたいと考えておりますので、今後ともよろしく御支援のほどをお願い申し上げます。今日はお忙しいところをお時間をおいただき、ありがとうございます。

では、本日はこれで散会ということ